



平成 30 年 6 月 18 日
商 工 観 光 課

生産性向上特別措置法に基づく基本計画を策定

～国の同意を得ました～

市では、平成 30 年 6 月 6 日に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、基本計画を策定し、平成 30 年 6 月 6 日に国による同意を得ました。

今後は同法に基づき、市内中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上を図るため、新規取得設備の固定資産税を最大 3 年間免除します。

1 概要

市内中小企業が国の同意を受けた市の「導入促進基本計画」に基づき、年率 3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」を市に提出し、認定を受けた後に新規取得した設備を対象として、固定資産税（償却資産）を最大 3 年間免除します。

また、国の 4 つの補助金の優先採択を受けることができます。

* 導入促進基本計画の内容は別添のとおり

2 固定資産税における特例率の適用期間

平成 30 年度から平成 32 年度

3 国の補助金における優先採択

先端設備等導入計画の認定を受けた場合は、次の 4 つの補助金について、審査の際に優先採択されます。

- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）
- 小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）
- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 補助金）



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：商工観光課 商工振興係 丸山

電話：0250-62-2510（内線 2343）

mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp